

特許法施行規則様式（第一条関係）

様式番号	備考番号	改 正 案	現 行
52 1		<p>様式第52（第38条の2関係）</p> <p>【書類名】 特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書 (【提出日】 平成 年 月 日)</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【出願の表示】</p> <p>【国際出願番号】</p> <p>【出願の区分】</p> <p>【特許出願人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>【代理人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>【補正書の提出年月日】</p> <p>【手続補正1】</p> <p>【補正対象書類名】 特許請求の範囲</p> <p>【補正対象項目名】 全文</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p><u>【提出物件の目録】</u></p> <p><u>【その他】</u></p> <p>〔備考〕 (変更なし)</p>	<p>様式第52（第38条の2関係）</p> <p>【書類名】 特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書 (【提出日】 平成 年 月 日)</p> <p>【あて先】 特許庁長官 殿</p> <p>【出願の表示】</p> <p>【国際出願番号】</p> <p>【出願の区分】</p> <p>【特許出願人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>【代理人】</p> <p>【識別番号】</p> <p>【住所又は居所】</p> <p>【氏名又は名称】</p> <p>【補正書の提出年月日】</p> <p>【手続補正1】</p> <p>【補正対象書類名】 特許請求の範囲</p> <p>【補正対象項目名】 全文</p> <p>【補正方法】 変更</p> <p>【補正の内容】</p> <p><u>【提出物件の目録】</u></p> <p><u>【その他】</u></p> <p>〔備考〕</p> <p>1 「【出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には、「PCT／〇〇〇〇／〇〇〇〇〇」というようにその国際出願の番号を記載し、国際出願番号が通知さ</p>

2 (変更なし)

3 「【その他】」の欄には、1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力
条約第19条(1)の規定に基づく補正の補正個所を「請求項○を補正した」のよ
うに明確に記載するとともに、特許法第184条の4第1項の国際出願日における
明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文における記載のうち、当該
補正のための根拠を記載する。

4

54

(変更なし)

れていないときは、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、「平成
何年何月何日提出の国際出願」のように国際出願の年月日を記載する。また、
「【出願の区分】」には、「特許」と記載する。

2 「【手続補正1】」の欄の「【補正の内容】」には、【書類名】とともに補
正後の特許請求の範囲の翻訳文の全文を記載する（補正により記載を変更した
個所に下線を引くこと（「【請求項○】」の欄名は除く。））。

3 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び
23から26まで、様式第4の備考4並びに様式第15の2の備考2と同様とする。

様式第54（第38条の6関係）

【書類名】 特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【補正書の提出年月日】

【手続補正1】

【補正対象書類名】

	[備考]	【補正対象項目名】
1	(変更なし)	【補正方法】
2	<p>2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。</p> <p>イ 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」のように1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力条約（以下この様式において「特許協力条約」という。）<u>第34条(2)(b)</u>の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の書類名を記載する。</p> <p>ロ 「【補正対象項目名】」は、「全文」、「発明の名称」、段落番号「〇〇〇〇」、「請求項〇」、「全図」、「図〇」のように特許協力条約<u>第34条(2)(b)</u>の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の当該補正個所に係る項目名を記載する。</p> <p>ハ 「【補正方法】」は、「【補正対象項目名】」に記載した単位において、特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更するときは「変更」と、新たな事項を加えるときは「追加」と、記載した事項を削るときは「削除」と記載する。</p> <p>ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「【】、後ろに「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書、特許請求の範囲、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。</p>	<p>【補正の内容】</p> <p>【その他】</p> <p>【備考】</p> <p>1 特許法第184条の8第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、「【書類名】」を「特許協力条約第34条補正の写し提出書」と、特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、「特許協力条約第19条補正の写し提出書」と記載する。</p> <p>2 「【手続補正1】」の欄は、次の要領で記載する。</p> <p>イ 「【補正対象書類名】」は、「明細書」、「特許請求の範囲」、「図面」のように1970年6月19日ワシントンで作成された特許協力条約（以下この様式において「特許協力条約」という。）<u>第34条</u>の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の書類名を記載する。</p> <p>ロ 「【補正対象項目名】」は、「全文」、「発明の名称」、段落番号「〇〇〇〇」、「請求項〇」、「全図」、「図〇」のように特許協力条約<u>第34条</u>の規定に基づく補正の補正個所に係る翻訳文の当該補正個所に係る項目名を記載する。</p> <p>ハ 「【補正方法】」は、「【補正対象項目名】」に記載した単位において、特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更するときは「変更」と、新たな事項を加えるときは「追加」と、記載した事項を削るときは「削除」と記載する。</p> <p>ニ 「【補正の内容】」は、「【補正対象項目名】」に記載した事項（前に「【】、後ろに「】」を付す。）及び補正後の内容を記載する。この場合において、「【補正対象項目名】」が「全文」又は「全図」のときは、明細書、特許請求の範囲、図面等の全文又は全図を「【書類名】」とともに記載し、「【補正方法】」が「削除」のときは、「【補正の内容】」の欄は設けるには及ばない。</p> <p>3 特許協力条約<u>第34条</u>の規定に基づく補正に係る明細書の翻訳文は、明細書の全文又は「【発明の名称】」、段落番号「【〇〇〇〇】」若しくは「【配列表】」を単位として提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「</p>
3		

と（「【】及び「】」で囲んだ欄名は除く。）。この場合において、特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正が特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加若しくは減少するものであるとき又は見出しを追加、削除若しくは変更するものであるときは、明細書の全文を単位として提出しなければならない。

4 特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正に係る特許請求の範囲の翻訳文は、特許請求の範囲の全文を提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項〇】」の欄名は除く。）。

5 特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正に係る図面の翻訳文は、全図又は「【図〇】」を単位として提出しなければならない。

6 (変更なし)

7 「【その他】」の欄には、特許法第184条の8第1項の規定により補正書の日本語による翻訳文又は補正書の写しを提出するときは、特許協力条約第34条(2)(b)の規定に基づく補正の補正個所を「明細書〇頁を補正した」（明細書に記載した配列表を補正した場合にあつては「配列表の〇を補正した」）又は「請求項〇を補正した」のように明確に記載するとともに、補正書の日本語による翻訳文を提出する場合にあつては特許法第184条の4第1項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面の日本語による翻訳文の記載のうち当該補正のための根拠を記載し、補正書の写しを提出する場合にあつて

【】及び「】」で囲んだ欄名は除く。）。この場合において、特許協力条約第34条の規定に基づく補正が特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、段落番号「【〇〇〇〇】」の数を増加若しくは減少するものであるとき又は見出しを追加、削除若しくは変更するものであるときは、明細書の全文を単位として提出しなければならない。

4 特許協力条約第34条の規定に基づく補正に係る特許請求の範囲の翻訳文は、特許請求の範囲の全文を提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項〇】」の欄名は除く。）。

5 特許協力条約第34条の規定に基づく補正に係る図面の翻訳文は、全図又は「【図〇】」を単位として提出しなければならない。

6 単位を異にする2以上の個所について翻訳文を提出するときは、「【手続補正1】」の欄の次に「【手続補正2】」、「【手続補正3】」のように記載する順序により連続番号を付し、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

【手続補正3】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正方法】

【補正の内容】

7 「【その他】」の欄には、特許協力条約第34条の規定に基づく補正の補正個所を「明細書〇頁を補正した」（明細書に記載した配列表を補正した場合にあつては「配列表の〇を補正した」）又は「請求項〇を補正した」のように明確に記載する。

は同項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。また、特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを提出するときは、特許協力条約第19条(1)の規定に基づく補正の補正個所を「請求項○を補正した」のように明確に記載するとともに、特許法第184条の4第1項の国際出願日における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち当該補正のための根拠を記載する。

8 (変更なし)

9 (変更なし)

8 特許法第184条の8第1項の規定により補正書の写し、又は特許法第184条の7第1項の規定により補正書の写しを当該提出書に添付して提出するときは、「【その他】」欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設けて、その次に「【物件名】」を設けて「補正書の写し」と記載する。この場合において「【手続補正1】」の欄は不要とする。

9 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から27まで、様式第15の2の備考2並びに様式第52の備考1と同様とする。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式（第二条関係）

様式番号	備考番号	改 正 案	現 行
15		(変更なし)	<p>様式第15（第27条の3、第28条、第31条及び第50条の3関係）</p> <p>手 続 補 正 書</p> <p>特許庁長官 殿 (特許庁審査官 殿)</p> <p>1 国際出願の表示</p> <p>2 出願人（代表者） 氏名（名称）印 あて名 国籍 住所</p> <p>3 代理人 氏 名 印 あて名</p> <p>4 補正命令の日付</p> <p>5 補正の対象</p> <p>6 補正の内容</p> <p>7 添付書類の目録</p> <p>[備考]</p>
1		[備考] (変更なし)	<p>1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）」とし、法第11条の規定により補正をするときは「手続補正書（法第11条の規定による補正）」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（令第1条第2項の規定による命令に基づく補正）」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）」とし、第50条の3第3項の規定によ</p>

- 2 (変更なし)
- 3 (変更なし)
- 4 「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「補正の内容」の欄に記載するとともに、請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正（請求の範囲について補正する場合を除く。）のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができます。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項、第28条第1項若しくは第50条の3第9項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第8項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の明細書又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」（原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより

り磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第3項の規定による磁気ディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面を提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書」とし、第50条の3第9項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第50条の3第9項の規定による命令に基づく補正）」とする。

- 2 提出先は、特許庁審査官が答弁書の提出又は補正の機会を付与した場合にあつては当該特許庁審査官、その他の場合にあつては特許庁長官とする。
- 3 「補正の対象」の欄には、「願書のII・出願人の欄」のように補正をする書類名と補正をする箇所を記載する。
- 4 「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正（請求の範囲について補正する場合を除く。）のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができます。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項、第28条第1項若しくは第50条の3第9項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第8項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の明細書又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」（原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより

	<p>、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。）を添付し、「補正の内容」の欄には「別添磁気ディスクのとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。</p>	<p>作成する。）を添付し、「補正の内容」の欄には「別添磁気ディスクのとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。</p>
5	(変更なし)	<p>5 請求の範囲について補正をするときは、当該補正に係る請求の範囲を次のように記載した差替え用紙を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 新たに請求の範囲を追加するときは、その追加する請求の範囲に補正前の請求の範囲の最後のものに付した番号の次の番号を「○（追加）」のように記載する。 ロ いずれかの請求の範囲を削除するときは、その削除する請求の範囲に付されている番号を「○（削除）」のように記載する。 ハ 請求の範囲の数を増減せずに補正するときは、その補正された請求の範囲に補正前の請求の範囲の番号と同一の番号を「○（補正後）」のように記載する。 <p>6 第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 「7 添付書類の目録」の欄に次のように記載する。</p> <p>5 添付書類の目録</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 配列表に関するコードデータを記録した磁気ディスク 1枚 2 陳述書 1通 3 磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面 1通 <p>ロ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1備考8に従つて記載する。</p> <p>(文例)</p> <p>陳述書</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。</p>
6	(変更なし)	<p>平成 年 月 日</p>

		国際出願の表示 発明の名称 特許出願人・代理人	印
7	(変更なし)	ハ 「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。 ニ 「5 補正の対象」及び「6 補正の内容」の欄は設けない。	
8	(変更なし)	7 第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「7 添付書類の目録」の欄に次のように記載し、「5 補正の対象」及び「6 補正の内容」の欄は設けない。 5 添付書類の目録 1 配列表を記載した書面 1 通 8 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考13と同様とする。	
15の 2	(変更なし)	様式第15の2 (第27条の3、第28条、第31条及び第50条の3関係) CORRECTION (AMENDMENT) To : Commissioner of the Patent Office (To : Examiner of the Patent Office) 1 Identification of the International Application 2 Applicant (Common Representative) Name : Signature (印) Address : Country of nationality : Country of residence : 3 Agent Name : Signature (印) Address : 4 Date of Invitation 5 Item to be Corrected (Amended) 6 Subject Matter of Correction (Amendment)	

〔備考〕
1 (変更なし)

2 「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には、「As per the attached sheets」のように記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄に記載するとともに、請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正（請求の範囲について補正する場合を除く。）のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができます。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項、第28条第1項若しくは第50条の3第9項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第8項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の明細書又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「Information Such As Recording Form of Magnetic Disk」（原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。）を添付し、「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には「As per t

7 List of Attached Documents

〔備考〕

1 法第6条、令第1条第2項、第28条第1項又は第50条の3第9項の規定による命令に基づき補正をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「SUBMISSION OF MAGNETIC DISK」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「SUBMISSION OF SEQUENCE LISTING」とする。

2 「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には、「As per the attached sheets」のように記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものと差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正（請求の範囲について補正する場合を除く。）のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができます。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項、第28条第1項若しくは第50条の3第9項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手續の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第8項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の明細書又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「Information Such As Recording Form of Magnetic Disk」（原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。）を添付し、「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には「As per t

」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。) を添付し、「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には「As per the attached Magnetic Disk」のように記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。

3 (変更なし)

4 (変更なし)

he attached Magnetic Disk」のように記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。

3 請求の範囲について補正をするときは、当該補正に係る請求の範囲を次のように記載した差替え用紙を添付する。

イ 新たに請求の範囲を追加するときは、その追加する請求の範囲に補正前の請求の範囲の最後のものに付した番号の次の番号を「○(New)」のように記載する。

ロ いずれかの請求の範囲を削除するときは、その削除する請求の範囲に付されている番号を「○(Cancelled)」のように記載する。

ハ 請求の範囲の数を増減せずに補正するときは、その補正された請求の範囲に補正前の請求の範囲の番号と同一の番号を「○(Amended)」のように記載する。

4 第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「List of Attached Documents」の欄に次のように記載する。

5 List of Attached Documents	1 Magnetic Disk Recording Text	
	Data of Sequence Listing	1
	2 Statement	1
	3 Information Such As Recording	
	Form of Magnetic Disk	1

ロ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2備考3に従つて記載する。

(文例)

STATEMENT

To: Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the magnetic disk is identical to the

		nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification
		Date, . . . ,
		Identification of International Application:
		Title of Invention:
		Applicant (Agent): Signature (印)
5	(変更なし)	ハ 「Information Such As Recording Form of Magnetic Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person (Tel (Fax), Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。 ニ 「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄は設けない。
6	(変更なし)	5 第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「List of Attached Documents」の欄に次のように記載し、「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄は設けない。 5 List of Attached Documents 1 Sequence Listing 6 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の備考14、様式第12の2の備考1並びに様式第15の備考2及び3と同様とする。